

新型コロナウイルス感染症に係る特別傷病手当金について

当組合では、事業所から給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状で感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間について、特別傷病手当金を支給します。

1 支給条件

次の(1)から(4)の条件を全て満たす方

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状で感染が疑われる方
- (2) 以下の被保険者であること
 - ① 組合員である勤務医
 - ② 准組合員（従業員）
 - ③ 給料の支払いを受けている家族
- (3) 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んでいること
- (4) 給与の支払いがないこと

ただし、給与の一部が支払われる場合でも対象となることがあります。

※特別傷病手当金の対象とならない方の例

- ・ 自覚症状等がなく、医療機関を受診していない方
- ・ 自覚症状等がなく、PCR検査の結果「陰性」と判定された方。PCR検査を行っていない方
- ・ 自覚症状等がなく、業務に従事したものの、事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生したこと等により、事業主の命により業務に従事しなかった方
- ・ 自覚症状等がなく、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により労務に就かなかった方
- ・ 給与を満額受け取ることができる方

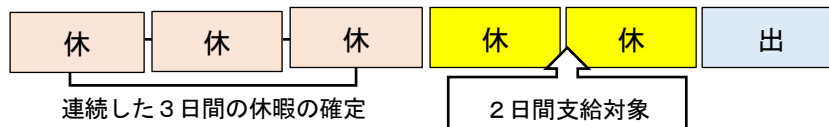
2 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日となります。

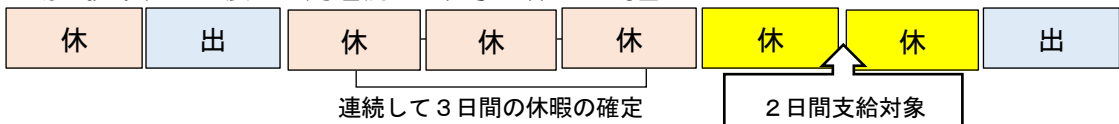
<3日経過の考え方>

(凡例 休：無給休暇 有：有給休暇 公：公休（事業所で定められた休日） 出：出勤)

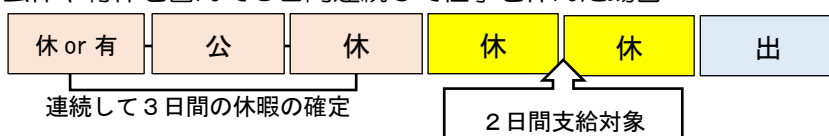
例1 3日間連続して仕事を休んだ場合



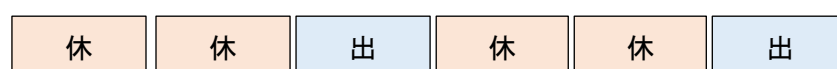
例2 出勤を挟み、その後3日間連続して仕事を休んだ場合



例3 公休や有休を含んで3日間連続して仕事を休んだ場合



例4 出勤を挟み仕事を休んだ場合 ※支給対象外



連続して3日間仕事を休んでいないので、3日経過が完成していない。

3 支給額

支給額 = 1日当たりの支給対象額(※1) × 2/3 × 支給対象となる日数

※1 直近の継続した3か月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数

ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高標準報酬月額の1/30に相当する金額(日額30,887円(令和2年3月現在))を超えるときは、その金額となります。

なお、給与の全部や一部を受けた場合、支給額の調整や不支給となる場合があります。

4 適用期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日の間

ただし、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとします。

5 申請様式

申請の際は、原則として以下の4種類の申請書類を提出していただきます。

① 特別傷病手当金支給申請書(組合員記入用 様式第1号)

・被保険者情報、振込口座、受領代理人等を記入します。

② 特別傷病手当金支給申請書(被保険者記入用 様式第2号)

・医療機関への受診状況、休んだ期間等を記入します。なお、医療機関に受診していない場合は、事業主が証明します。

③ 特別傷病手当金支給申請書(事業主記入用 様式第3号)

・無給休暇の日、直近3か月の出勤状況、賃金支給状況等を事業主が証明します。

④ 特別傷病手当金支給申請書(受診医療機関記入用 様式第4号)

・受診した医療機関に、受診日、症状、所見等を記入してもらいます。なお、複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとに必要になります。
・医療機関に受診していない場合は、本申請書の提出の必要はありません。

※申請様式は、ホームページトップの各種様式ダウンロードからダウンロードすることができます。

6 その他

(1) 新型コロナウイルスに感染し医業に従事できない事業主の組合員の方は、この特別傷病手当金の支給対象にはなりません。従来、傷病手当金は対象となります。また、新型コロナウイルスを原因として既に傷病手当金を支給された被保険者の方は、特別傷病手当金の支給対象外となります。

(2) 業務に起因した感染等の場合には、当該傷病手当金ではなく、原則として労災保険の対象となりますので、詳しくは所轄の労働基準監督署にご相談ください。

茨城県医師国民健康保険組合特別傷病手当金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、茨城県医師国民健康保険組合規約第13条の4(新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る特別傷病手当金)に基づき、特別傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者であつて、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その労務に服することができなくなった者とする。

(支給額)

第3条 特別傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

(支給対象となる日数)

第4条 特別傷病手当金の支給となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日とする。

(支給期間)

第5条 特別傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、特別傷病手当金を支給しないものとする。ただし、その受けることができる給与等の額が、第3条の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(申請)

第7条 特別傷病手当金の支給を受けようとするときは、国民健康保険特別傷病手当金支給申請書(様式第1号)により組合に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の申請書を添付しなければならない。ただし、当該申請者が医療機関等を受診しないまま体調が改善した場合等においては、この限りではない。

(1) 申請書(被保険者記入用)(様式第2号)

(2) 申請書(事業主記入用)(様式第3号)

(3) 申請書（医療機関記入用）（様式第4号）

（支給決定）

第8条 理事長は、特別傷病手当金の支給を決定したときは、特別傷病手当金支給決定通知書（様式第5号）を組合員に送付するとともに、特別傷病手当金を申請書に記載ある指定口座に振り込むものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、特別傷病手当金に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。